

家計経済に関する研究助成論文(2024 年度助成) 報告会

日 時 2025 年 8 月 26 日(火) 13 時 30 分～15 時 30 分
場 所 Teams によるオンライン開催
参加者 2024 年度研究助成対象者
審査委員会委員
唐木 宏一 事業創造大学院大学 教学担当副学長
事業創造研究科 研究科長・教授
八ツ井 慶子 生活マネー相談室代表
山口 顕 株式会社 ゆうちょ銀行
地域リレーション部門投資事業推進部長
ゆうちょ財団 役職員

次 第 各報告者 20 分程度 (報告 10 分、質疑応答 10 分程度)

研究者(報告者)/研究テーマ	
1	ESG 投資の促進要因としての金融リテラシーと環境意識 ：アンケート調査に基づく検証
	神戸大学経済経営研究所 教授 家森 信善
	名古屋学院大学経済学部 教授 上山 仁恵
2	金融詐欺の被害における金融リテラシーの要因とメカニズムへの解明
	九州大学経済学研究院 教授 葉 聡明
3	高齢者の権利保護に関する日仏比較研究 — 尊厳ある老後の実現に向けた私法制度の包括的検討 —
	立命館大学法学部 教授 山田 希
4	新学習指導要領による金融経済教育の効果測定 — 因果推論アプローチによる分析 —
	実践女子大学生生活科学部 教授 高橋 桂子
	東洋大学文学部教授 栗原 久
	明治大学商学部 教授 畑農 鋭矢

ESG 投資の促進要因としての金融リテラシーと環境意識 ： アンケート調査に基づく検証

神戸大学経済経営研究所 家森信善

名古屋学院大学経済学部 上山仁恵

ESG 金融の観点からは、環境・社会課題への意識の高まりが、ESG 投資などの持続可能性を重視した金融行動に結びつくことが期待される。しかしながら、個人の環境意識が高いからといって、必ずしも ESG 投資が実践されるわけではない点には注意が必要である。この点に関して、Anderson and Robinson (2022) は、スウェーデンの家計を対象に行った実証分析において、環境意識の高い人々であっても、金融知識の不足により ESG 投資に消極的であるという結果を報告し、環境志向と金融行動との間にギャップが存在する可能性を指摘している。この知見は、サステナブルな価値観と具体的な投資行動とを結びつけるうえで、金融リテラシーの役割が極めて重要であることを示唆している。

我々はまず、家森・上山 (2024) において、ゆうちょ財団が実施した「第 6 回くらしと生活設計に関する調査」(2023 年 11 月～12 月、回答者 1,938 人) の個票データを用いて、環境意識と金融行動の関係を分析した。その結果、環境意識が高い個人は、必ずしも金融リテラシーが高くななく、環境リテラシーが高くても金融リテラシーが低い人の場合、社会的に貢献度の高い企業への投資に積極的ではない傾向が見られた。この結果は、スウェーデンの家計を分析した先行研究と一致しており、環境意識が高い個人はしばしば金融知識に乏しく、金融行動を通じて環境に貢献できることを知らないことが一因であると考えられる。

しかしながら、「くらしと生活設計に関する調査」では、質問項目に限界があることから、我々は、全国 5,000 人を対象とした Web アンケート調査を 2024 年 11 月に実施した。環境意識の水準に応じた非線形効果や、金融リテラシーの構成要素(主観的・客観的知識、行動的態度)ごとの影響の違いに着目する点に本研究の新規性がある。

調査は、2024 年 11 月 13 日から 15 日の期間に Web 形式で実施され、楽天インサイト社の登録モニターのうち 20 歳以上の男女 5,000 人から有効回答を得た。

具体的に主な結果をまとめると次の通りである。

第 1 に、ESG 投資の実施経験に対しては、主観的金融リテラシーが統計的に有意な正の影響を持っていた。金融知識と価値観が補完的に作用し、行動に結びついていることが示された。また、

同様の傾向は「基本的な金融知識(BFL)」や「生活設計の意識(行動的リテラシー)」でも確認されたが、証券投資に関する知識(SIL)については有意な効果がみられなかった。このことは、ESG 投資が専門的・投機的判断というより、生活志向的・価値共鳴的な行動に近いことを示唆しており、広い意味で捉えられる金融リテラシーの内容によって行動との関連が異なる可能性がある。ただし、証券投資リテラシーの効果が現れなかった背景には、本研究での証券投資に関する知識の測定方法や捉え方に改善の余地があることも考慮すべきであろう。

第 2 に、SDGs 債への投資行動に関しては、環境意識の影響が強く表れていた一方で、金融リテラシーの指標はいずれも統計的に有意に正の影響を示さなかった。特に注目すべきは、証券投資リテラシーにおいてマイナスの効果が統計的に有意であった点である。すなわち、証券知識の豊富な人ほど、SDGs 債への投資に消極的である傾向がみられた。先行研究でも、高い金融リテラシー層ではリスク分散の制約やコストの高さから ESG 投資を回避する傾向を見いだしたものがあるが、金融リテラシーを細分化して証券投資リテラシーにおいてその傾向が顕著であることを見いだしたのは、本研究の独自の貢献である。

第 3 に、SDGs や ESG といった「ラベリング」への懐疑的な態度が、金融リテラシーの高い層ほど強くなる可能性が指摘される。実際、「ESG の名称が付いている投資信託に魅力を感じるか」という設問においても、ラベリングを魅力的とする回答傾向は、リテラシーの低い層に強く、高い層ではむしろ否定的であった。この結果は、ラベリングを否定するものではなく、低金融リテラシーではあるが、環境投資を行いたい人に対して、安心して自らの意図に沿った投資ができる環境を整備する必要性を示唆していると言える。

第 4 に、環境意識や金融知識に関する学習経験と行動との関係を検討したクロス分析からは、家庭・学校・職場といった日常的な学習環境が、環境配慮型金融行動に影響を及ぼしていることが明らかとなった。特に、環境意識が高く、かつ学校で金融教育を受けた層においては、ESG 投資の実施率が飛躍的に高まっている。また、企業や金融機関を選定する際に脱炭素化への取り組みを重視するかどうかについても、「家庭で脱炭素について学んだ」層では約 6 割が重視すると回答したのに対し、「学んだことがない」層では 2 割程度にとどまっていた。これらの結果は、教育の場が環境・金融意識の形成に果たす役割が極めて大きいことを示している。政策的にも極めて重要な示唆を持つ。

本研究の結果は、ESG/SDGs といった持続可能性に関する取り組みを、より生活者レベルで浸透させ、定着させていくうえで、金融教育と環境教育の両輪による支援が不可欠であることを示している。特に、知識や価値観だけでなく、それを行動に移すための「きっかけ」や「学びの場」の提

供が重要であり、今後の金融教育政策、環境教育政策、さらには投資商品の設計・提示においても、こうした観点を踏まえた多層的アプローチが求められる。

＜参考文献＞

家森信善・上山仁恵(2024)「環境意識と投資・消費行動－ゆうちょ財団「第6回 暮らしと生活設計に関する調査」に基づく分析－」神戸大学経済経営研究所ディスカッションペーパー RIEB DP-2024-J08 2024年10月。

家森信善・上山仁恵(2025)「環境意識と金融行動の関連性－金融リテラシーの役割に注目して」神戸大学経済経営研究所ディスカッションペーパー RIEB DP-2025-J03 2025年4月。

Anderson, A., and Robinson, D. (2022). “Financial Literacy in the Age of Green Investment” *Review of Finance* 26(6), 1551–1584.

金融詐欺の被害における金融リテラシーの要因とメカニズムへの解明

最終報告（要約）

申請者(研究代表者) 葉 聰明

2025年6月30日

近年、金融詐欺の被害を受けた事例が急激に増えている。インターネットや SNS の普及により、投資の名目で詐欺に巻き込まれた被害者の数と金額は急増し、各国の大きな社会問題になっている。経済の円滑な運営を保証するためにも、個人での金融詐欺の要因を解明する必要がある。本研究は金融詐欺の被害における金融リテラシーの役割とメカニズムを解明するために理論的及び実証分析を行っている。

詐欺とは、個人的または金銭的な利益をもたらす欺瞞行為をさすものである。主に、虚偽の情報や表現、立場・地位の濫用、また、重要な情報を意図的に隠ぺいすることによって行われると考えられる。詐欺師は人間の行動的なバイアスを利用して、被害者に詐欺に陥れようとしている。行動経済学の分野では、人間は意思決定に際して二つのシステムを持ち合わせており、システム1は直感的、習慣的な行動を、システム2は理性的、客観的な意思決定をとることによって特徴づけられていると主張している。詐欺師はまさにこのシステム1で起きている行動的バイアスを狙っている。先行研究では様々な行動的バイアスを挙げており、その中で金融詐欺の被害に関連する要因として、「フレーミング効果」、「アンカリング効果」、「コントロールの幻想」、「サンクコスト効果」、「自制の欠如」、「権威への服従」などが考えられる。

詐欺の被害をめぐっては、最初に、詐欺に遭うきっかけとなる状況や事情が発生し、それに対して詐欺の被害者は決定を急がれ、情報をじっくり検討する時間がなかったり、大きな報酬を得られると信じ込んだり、共犯者として演じている参加者からそそのかされたりする。そして、被害者が詐欺師と接触を始め、詐欺のスキームに取り込まれてしまう。これらの段階においては、詐欺の可能性

を意識するうえで金融リテラシーの予防的な役割が期待できる。先行研究によると、金融リテラシーと、資産（投資や貯蓄）もしくは負債（ローン）に関するファイナンシャル的意思決定との関係を検証した研究から、金融リテラシーが賢明なファイナンシャル意思決定に正の相関関係を有することは明らかにされている。つまり、金融リテラシーの低い人は、リスクに対する意識が足りず、リターンへの過剰な期待などの要因により、金融詐欺に騙された危険性が高いと考えられる。詐欺にあう状況において金融リテラシーは、適切な状況の認識、関連の情報の収集に寄与し、詐欺の被害につながるような行動を止めるという役割が期待できる。

金融被害の有無はどのように金融リテラシーに関係するか、について検証するために、アンケート調査と実証分析を行う。最初に2万人について金融詐欺の被害経験の有無を第一段階の調査でスクリーニングを行った。ここで、警視庁が定義した10種類の特殊詐欺（オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗）を採用する。第2段階の本調査では、「消費者被害にあったことはある」と答えた50代の回答者346人、「消費者被害にあいそうになったが、詐欺であることに気づいて、結局、被害にあわなかった」と答えた354人、合計700名の回答者を調査標本として分析する。

実証分析の結果、客観的金融リテラシーの高い人は、詐欺の被害に遭う確率が低くなることが分かった。特に、お金の利殖やその仕組みに関連する知識のある個人のほうが、被害に遭う確率が約8.7%下がるということが推定されている。また、主観的に金融知識の自己評価が（人に比べて）高いと自覚している人は、詐欺の被害に遭う確率が12%低くなることが推定されている。以上のようにより、金融リテラシーは、財務の意思決定において行動的バイアスを軽減し、より理性的な判断につながるのではないかと考えられる。本研究は今後の金融教育の在り方の議論や政策の立案などに役立てられるものと期待できる。

本研究の結果は調査コストの関係上、50代の個人に限定した小規模な調査標本を分析しているが、今後の研究でより大規模な調査を行うことによって、より頑健性の高い研究結果を目指したい。

高齢者の権利保護に関する日仏比較研究

—尊厳ある老後の実現に向けた私法制度の包括的検討（要旨）

山田 希（立命館大学）

日本の高齢化率は29.3%（2024年）に達し、認知症高齢者数は2025年には約472万人に上ると推計される中、高齢者の財産行為と権利保護のあり方が喫緊の課題となっている。現行の成年後見制度は利用率が5.4%にとどまり、潜在的需要に対応できていない。また、信託制度や民間金融サービスも普及が限定的で、高齢者の多様なニーズに十分えられていない現状がある。

こうした問題意識から、本研究は「尊厳」概念を中核に据え、日本とフランスの高齢者財産保護制度を比較法的に分析し、尊厳ある老後を実現する法制度の包括的な枠組みを提示することを目的とした。フランスは2007年に将来保護委任契約（MPF）を導入し、契約型スキームで自己決定と補充性を両立させる点で日本の法定後見中心モデルと好対照を成している。この制度的相違に着目し、日仏両国の法令・判例・学説および政府資料、統計データの比較法的分析を実施した。さらにパリの県家族団体連合（UDAF）への聴き取り調査および関連資料収集により、制度運用の実態把握を行い、「尊厳」概念を中核とした理論的考察と実証的分析を統合した。

分析の結果、日本の成年後見制度は家庭裁判所による一元的システムを維持し、包括的代理権を基調とするのに対し、フランスのMPFは契約型の任意措置として司法保護措置の代替機能を果たし、補充性原則に基づく段階的保護を特徴とすることが明らかになった。しかし、両国とも利用率は低迷している現実が確認された。日本の任意後見利用者は2,773人、フランスのMPF効力発生件数は年間1,718件と限定的である。制度普及の阻害要因として、日本では申立手続の煩雑さと費用負担が、フランスでは制度の複雑性と地域格差が指摘される。

この比較分析を踏まえ、本研究ではカント的尊厳論を基礎に、高齢者固有の時間的継続性・関係性・身体性を加味した独自の尊厳モデルを構築した。この理論的枠組みを自己決定の最大限尊重、最小侵害原則、個別化原則という三つの実践的指針に操作化することで、抽象的な「人間の尊厳」を実定法に橋渡しする枠組みを提示した。自己決定の最大限尊重とは判断能力維持時の選択を優先し、意思聴取を継続し、困難な場合には推定意思を導出することを意味する。最小侵害原則は部分代理や期間限定措置を先行させ、包括代理権を最終手段とすることで不必要な自由の剥奪を避ける考え方である。個別化原則は専門職によるアセスメント、定期的見直し、多職種連携によって本人の状況変化に機動的に対応することを求めている。

これらの理論的知見に基づき、成年後見制度単独では高齢者の多様なニーズに対応できないとの認識から、予防的支援から包括保護まで四層構造による多元的システムを構想した。第一層の予防的支援では情報提供、契約的備え、金融リテラシー教育を通じてリスク

を事前に低減し、第二層の意思決定支援では専門家や家族による助言・同意により必要最小限の支援を行う。第三層の中度保護では部分代理と裁判所監督を組み合わせた制度により財産管理と身上監護を一体的に提供し、第四層の包括保護では現行後見相当の制度を維持しつつ、見直し手続の明文化により過度の固定化を回避する。

政策提言として、実現可能性を重視した短期・中期・長期の三段階による改革工程を提示した。短期的には成年後見制度の運用改善と民間サービスの質向上に注力し、中期的には任意後見の柔軟化、家族信託の整備、高齢者権利擁護センターの設置を進め、長期的には高齢者権利保護基本法の制定と意思決定支援法の創設により包括的な法体系を構築する道筋を描いた。特に重要な提案として、フランスのMPFを参照しつつ日本の制度文化に適合させた「継続代理権証書」制度を構想した。この制度は公正証書または公証人認証私署証書により作成し、医師診断書と代理人届出により効力が発生する仕組みである。代理権は定型的取引、積極的運用、身上監護の三段階で設定し、段階移行は法務局への届出により行う。監督は財産規模に応じた段階制とし、軽度案件では報告義務のみ、重大案件では監督人選任とする柔軟な制度設計を示した。

併せて、障害者権利条約第12条の要請に応え、代理決定から支援決定への転換を制度化するため、新たに「意思決定支援員」資格を創設し、本人中心性、最小侵害、エンパワメントを基本原則とする支援を提供する制度を構想した。支援者は国家資格を有する専門職に加え、研修を修了した市民後見人や家族にも門戸を開放し、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とする。制度を円滑に機能させるため、都道府県レベルに「高齢者権利擁護センター」、基礎自治体に「総合相談窓口」を設置し、法律・福祉・医療・生活の一体的相談を実現する体制も提案した。多職種連携チームによる支援計画の策定と更新により個別ニーズに対応する仕組みを構築し、デジタル技術の活用により情報共有を促進する一方、デジタル・ディバイドへの配慮として対面相談窓口の維持・強化も重視する。

本研究は、従来の成年後見制度に閉じがちだった議論を多元的視点から捉え直し、比較法研究を通じて日本固有の課題と可能性を明らかにした点に独創性がある。「尊厳」概念の理論的精緻化と実定法への橋渡し、段階的改革工程の提示により、実現可能な制度設計を示したことの意義は大きい。今後の課題として、制度導入後の効果測定による政策評価手法の確立、利用者・家族の主観的評価の系統的収集と制度改善へのフィードバック、AI・ブロックチェーン等新技术の可能性と倫理的課題の解明、アジア諸国との比較研究拡充による普遍的原理と地域固有課題の解明が挙げられる。

高齢者の権利保護は社会の価値観全体を問い直す総合課題である。本研究が提示した「尊厳」を軸とした多層的保護システムの構築により、高齢者を「保護の対象」から「権利の主体」へと位置づけるパラダイム転換の実現に寄与することが期待される。立法・行政・司法・学界、そして高齢者自身とその家族が継続的に協働し、制度を生きた仕組みへと育てていくことが、尊厳ある老いを支える法制度確立への道筋となる。

新学習指導要領による金融経済教育の効果測定 —因果推論アプローチによる分析—

要旨

高橋桂子・栗原久・畑農鋭矢

1. 背景と問題意識

2018年告示の高等学校学習指導要領では、高等学校公民科や家庭科で「資産形成の視点」や「基本的な金融商品の特徴」、「長期・分散・積立」、「安全性・収益性・流動性」、「リスクとリターン」など金融経済教育に関する学習を行うことが指摘された。これは、政府の「資産所得倍増プラン」や成年年齢の引き下げ、老後資金問題などを背景に、若年層の金融リテラシー向上が急務とされたためである。

2022年4月高等学校入学生から現行の学習指導要領を反映した新しい教科書を用いた授業が実施され、この教科書で金融経済について学んだ1期生たちが2024年度に高等学校を卒業した。これにより、旧指導要領世代（調査時点の2025年3月で19歳以上）と新指導要領世代（2025年3月で18歳以下）を比較することで、教育効果の実証的検証が可能となった。

2. 研究目的と方法

以上の状況を踏まえて、本研究では現行の学習指導要領に沿った金融リテラシーを測定する調査票を独自に設計し、現行の学習指導要領で学んだ高校生たちの金融リテラシーが、学ばなかった前の世代に比べて真に高いのか、因果推論アプローチに基づき、現行の学習指導要領への移行をトリートメント（処置）とするRDD（回帰非連続デザイン）分析を行うことを研究目的とする。

調査の概要は以下のとおりである。

調査方法：インターネット調査（Freeasy社）

調査対象：16～22歳の男女計2,100名（処置群＝18歳以下、統制群＝19歳以上）

調査内容：金融リテラシーに関する知識・態度・行動、履修科目、属性など

評価指標：以下5分類の正答数を合成変数として設定

- ・ 基本リテラシー（Knowledge20）
- ・ 経済リテラシー（Econ4）
- ・ PISA類似設問（PISA8）
- ・ BIG5設問（BIG5）
- ・ 総合スコア（Total37）

3. 主な結果

主な結果は以下の通りである。

① 年齢による処置効果（U18 ダミー）

RDD分析では、年齢による処置（U18）が金融リテラシーに統計的に有意な影響を与えないことが確認された。1歳刻みの分析でも同様の結果であった。

② 履修科目の影響

「公共」「家庭基礎」の履修は、金融リテラシーの向上と有意に関連するという結果が得られた。特に「U18×公共」「U18×家庭基礎」の交差項は、複数のリテラシー指標で正に有意となった。これは新学習指導要領のもとで「公共」「家庭基礎」を履修するとリテラシーが高くなることを示している。

③ 男女別分析

「U18×科目」の影響は男女で差があり、男は「家庭基礎」で有意に正、女は「公共」で有意に正である。つまり、新学習指導要領の下で「公共」を履修することが女子生徒のリテラシー高めた可能性を指摘できる。多くの先行研究で男性の金融リテラシーに比べて女性の金融リテラシーの低さが懸念される中、この結果は重要な意味を持つ。

4. 考察と今後の課題

新学習指導要領への切り替えの時期そのものを処置として分析しても、有意な結果は得られなかったが、指導要領の変更に伴う履修科目の変化が金融リテラシーに影響を与えていた。特に「公共」科目の導入は、女性の金融リテラシー向上に寄与しており、ジェンダーギャップ是正の可能性も示唆される。調査票の設計上の課題（DK回答の欠如、男女比の偏り、IMC未導入など）も明らかとなり、次回調査に向けた改善が求められる。

教育・政策的インプリケーションは以下のようにまとめられる。金融経済教育の効果は、科目内容と履修状況に依存するため、単なる制度変更ではなく、授業内容の精緻化が重要である。「公共」や「家庭基礎」の教育内容をさらに充実させることで、若年層の金融リテラシー向上を期待できる。教科書の記述や教員の力量によって教育効果が左右されるため、教育現場への支援と指導体制の強化が不可欠である。